

契約担当官
陸上自衛隊小平学校
会計課長 高波 剛

陸上自衛隊小平駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積り書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

グループ NO	件名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積り依頼書 公表日	見積り書 提出期限	見積り合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
1	貫流ボイラー洗缶点検保守	小平学校	R4.11.30	R4.9.30	R4.10.13 12時00分	R4.10.13 12時00分	資格の有無を 問わない。	

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問い合わせ先及び提出先

〒187-8543

住所 東京都小平市喜平町2-3-1

契約機関名 陸上自衛隊小平学校 会計課(担当 生駒)

TEL番号 042-322-0661

FAX番号 042-321-0664



5 その他

- (1) 参加希望者は10月7日(金)まで上記問い合わせ先まで連絡してください。
- (2) 市場価格調査書を10月12日(水)1200まで提出してください。

見 積 書

0C	18
----	----

見積金額¥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
貫流ボイラー洗缶点検保守	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入（履行） 場 所	小平学校		納期 (履行期限)		R4. 11. 30
契約保証金	(免 除)	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（個人の場合）、当団体（団体の場合）は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和 年 月 日

契約担当官
陸上自衛隊小平学校
会計課長 高波 剛 殿

住 所
会 社 名
代表者名

市場価格調査書

0C	19
----	----

見積金額¥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
貫流ボイラー洗缶点検保守	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				

令和 年 月 日

契約担当官
陸上自衛隊小平学校
会計課長 高波 剛 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

品 目 内 訳

グループ	品 名	規 格	単 位	数 量
1	貫流ボイラー洗缶点検保守	仕様書のとおり	ST	1
		以下余白		

表紙含 : 10枚
調達要求番号 : 103号
仕様書番号 : 27号
作成年月日 : 令和4年9月28日
作成部隊名 : 陸上自衛隊小平学校
総務部管理課

貫流ボイラー洗缶点検保守 仕様書

件名	貫流ボイラー洗缶点検保守	図面番号	1/10
図面名称	表紙	縮尺	

仕 様 書

1 件 名

貫流ボイラー洗缶点検保守

2 場 所

東京都小平市喜平町2-3-1 陸上自衛隊小平駐屯地

共 通 仕 様 書

1 一般事項

(1) 本仕様書に記載してある事項のほか、一般財団法人建築保全センター編集・発行「建築保全業務共通仕様書（最新版）」及び監督官の指示による。

(2) 適 用

ア 本仕様書は、陸上自衛隊小平駐屯地において実施する。点検保守等に関する業務に適用する。

イ 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

(3) 用語の定義

ア 現場代理人とは、本仕様書に規定する受注者側の業務責任者をいう。また業務を総合的に把握し業務を円滑に実施するために監督官との連絡調整を行う者をいう。

イ 点検とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守またはその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

ウ 法定点検とは、建築物の保全の関係法令に基づき実施することが規定されている点検をいう。

エ 保守とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復または危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

オ 清掃とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。

件 名	貫 流 ボ イ ラ ー 洗 缶 点 検 保 守	図面番号	2 / 10
図面名称	仕 様 書	縮 尺	

(4) 受注者の負担の範囲

ア 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、受注者の負担とする。ただし、点検保守対象設備の試運転及び清掃業務に関する必要最小限の電気、ガス水道等の使用を除く。

イ 点検に必要な工具、計測機器等の器材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

ウ 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。ただし、支給材料を除く。

エ 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。

(5) 疑義に対する協議等

本仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合は、監督官と協議し、その指示に従い実施する。

(6) 報告書の書式等

報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、事前に監督官の承諾を得る。

(7) 関係法令等の遵守

業務の実施にあたり、駐屯地の規定を遵守するとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(8) 業務担当者

ア 受注者は、現場代理人を定め、監督官に届け出る。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。

イ 現場代理人は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、現場代理人は、業務担当者を兼ねることができる。

ウ 業務担当者はその作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

エ 法令等により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業等を行う。

オ 監督官は、業務担当者の業務不履行、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。その場合、受注者は、業務に支障をきたさないように必要な措置を行わなければならない。

(9) 業務条件

業務を行う時間は、原則として平日08時15分～17時00分までとする。なお、業務日時を変更する場合は、事前に監督官の承諾をうけること。

件名	貫流ボイラー洗缶点検保守	図面番号	3/10
図面名称	仕様書	縮尺	

(10) 安全管理

ア 業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努める。

イ 受注者側の不注意により建物等を損傷させた場合は、受注者の責任において原状に復旧すること。

(11) 保全の措置

許可を受けていない場所への立入は、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し所定の手続きをすること。

(12) 関連業務との調整

本業務とは、契約外で関連及び調整を生じる業務が発生した場合については、監督官と協議しその指示に従うこと。

(13) 点検の範囲

ア 定期点検及び臨時点検の対象部分、数量等は、特記による。

イ 特記した対象部分については、本仕様書に示す点検を実施し、その結果を報告する。なお、特記した対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、監督官に報告する。

ウ 特記した対象部分に、本仕様書の点検項目又は点検内容の対象となる部分がない場合は、当該点検項目または点検内容に係る点検を実施することを要さない。

エ 点検周期は、特記による。

(14) 保守の範囲

点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品または点検部の清掃

イ 取付け不良、作動不良、ずれがある場合の調整

ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め

エ 次に示す消耗布施品の交換または補充

(ア) 潤滑油、グリス、充填油等

(イ) ランプ類、ヒューズ類

(ウ) パッキン、ガスケット、Ｏリング類

(エ) 精製水

オ 接触部分、回転部分等への注油

カ 軽微な損傷がある部分の補修

キ 塗装（タッチペイント）

ク その他特記で定めた事項

件名	貫流ボイラー洗缶点検保守	図面番号	4/10
図面名称	仕様書	縮尺	

(15) 点検及び保守等の実施

- ア 本証書に定めるところにより点検を適正に行い、必要に応じて、保守その他の措置を講ずる。
- イ 点検を行う場合には、あらかじめ監督官から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
- ウ 点検は、原則として目視、触接または軽打等により行う。
- エ 測定を行う点検は、定められた測定機器または当該事項専用の測定機器を使用する。
- オ 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

(16) 応急措置等

- ア 点検の結果、対象部分に脱落、落下または転倒のおそれがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷または関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに監督官に報告する。
- イ 落下、飛散等のおそれがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに監督官に報告する。
- ウ 応急措置または危険防止措置に係る費用は監督官との協議による。

(17) 点検の省略

- ア 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りでない。
 - (ア) 容易に出入できる点検口のない床下または天井裏にあるもの。
 - (イ) 配管または配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入できない場所にあるもの。
 - (ウ) 電気の通電または運転を中止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検をすることが危険であるもの。
 - (エ) 地中もしくはコンクリートその他の中に埋設されているもの。
 - (オ) 足場のない給気または排気のための塔
 - (カ) ロッカー、家具等があり点検不可能なもの。
- イ 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、同点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

件名	貫流ボイラー洗缶点検保守	図面番号	5/10
図面名称	仕様書	縮尺	

(18) 点検日及び保守に伴う注意事項

- ア 点検及び保守の実施の結果、対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。
- イ 点検及び保守の実施にあたり、仕上げ材、構造材等の一部撤去または損傷を伴う場合には、あらかじめ監督官の承諾を受ける。
- ウ 点検に使用する脚立等は、受注者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場、仮囲い等（作業床高さ2 m以上）は、特記による。

(19) 提出書類

- ア 現場代理人等通知書
- イ 工程表
- ウ 日誌
- エ 打合せ簿（発生の都度）
- オ 材料搬入報告書（発生の都度）
- カ 発生材調書（発生の都度）
- キ その他監督官の指定するもの
- ク 監督官より受けた仕様書等はすべて受注者等に残してはならない。関連した情報が漏洩した場合は、受注者がすべて責任を負うこと。

(20) 写真撮影

業務の実施に伴い、作業前・作業後及び作業中の隠蔽となる箇所、材料搬入、主要な作業段階の実施状況、その他監督官の指示した箇所を撮影し、写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に提出すること。

件名	貫流ボイラー洗缶点検保守	図面番号	6/10
図面名称	仕様書	縮尺	

特記仕様書

1 特記事項

(1) 点検整備対象機器

点検整備対象機器は表1による。

(※表1)

設備名	型 式	数量 (基)
多管式貫流ボイラ	三浦工業 GC-2000ZS 伝熱面積 9.90m ² 蒸発量 2000kg/h 最高使用圧力 0.98Mpa 燃種 13A・灯油	2

(2) 作業主任者

本役務は点検対象ボイラーに関する知識及作業経験に熟知した作業主任者により実施するものとする。

(3) 点検内容

点検項目は表2による。

なお、点検項目「9.傾向管理」については製造メーカー技術者によるデータの取得及び点検を実施すること。

(4) 点検保守工程表等

本役務はボイラー性能検査に併せて実施するものとし、ボイラー性能検査受検日前日までに点検及び部品の整備を行い取り外した部品については監督官の指示する場所に並べて保管及び養生を実施しボイラー性能検査当日は現場代理人及び作業主任者が検査に立ち会うものとし監督官の指示に従い検査後は復旧作業等を実施する。

(5) 安全弁

安全弁に関しては点検保守の際交換が必要な場合のみ官給品を使用し交換する。

(6) 作動確認等

点検整備終了後監督官立会いのもと機器が正常に作動するか確認するものとする。点検報告書については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務報告書作成の手引き」に準じて作成するものとし不良箇所等発見した場合も報告書(様式随意)に記述するほか補修等にかかる見積りを作成し監督官に提出するものとする。

(缶内の状況写真、機器の積算データ含む)

区分	対象機器	性能検査受検日	点検整備回数
一群	1、2号機	令和4年10月31日(月)	1回/年

件 名	貫 流 ボ イ ラ ー 洗 缶 点 検 保 守	図面番号	7 / 10
図面名称	仕 様 書	縮 尺	/

2 点検整備内容

(1) 項目

点検項目	点検内容	数量	備考
1. 固定部	各種ボルトの緩みの有無を点検する。	2	
2. 外観の状況	蒸気又は水及び燃焼ガス漏れの有無を点検する。	2	
3. 缶内の状況	缶内状況のスケール・腐食の有無をカメラスコープにて点検する。	2	
4. 付属品 a. 安全弁 b. 給水ストレーナー c. 水位制御筒 d. 連続ブロー装置 e. 連続ブローストレーナー f. 送風機 g. バナー h. 圧力計 i. 真空破壊弁 j. ブローバルブ	漏れを点検する。(漏れがある場合は交換) 分解整備清掃 蒸気水漏れ及び劣化の有無を点検する。 連続ブロー電磁弁の点検漏れの有無の確認する 分解整備・清掃 エアフィルムの交換及び汚れの有無を点検 バナー点検洗浄及び汚れの有無を点検 圧力計の誤差を点検する 漏れの有無を確認する ボールバルブ(ブロー用)の交換	2	
5. 自動制御装置 a. 電極式水位検出器	・電極棒及び保持器の取付状態及び絶縁の良否並びに蒸気漏れ及び劣化の有無を点検する ・電極棒の点検清掃保持器の点検	2	
b. 火炎検出器	紫外線光電管の保護ガラス・保護筒の点検及び清掃	2	
6. 軟化装置	・硬度リークの有無を点検する ・配管の水漏れの有無を点検する	2	
7. 薬注装置	・薬液漏れの有無を点検する ・薬液の吐出量確認	2	
8. 燃焼の状況	燃焼状態を点検する ・排ガスの酸素濃度測定・調整 ・炉圧の測定 ・供給ガス圧の測定 ・一酸化炭素濃度の測定 ・燃焼試験 S P S 0.70~0.83Mpa M P S 0.60~0.70Mpa	2	

件名	貫流ボイラー洗缶点検保守	図面番号	8/10
図面名称	仕様書	縮尺	

点検項目	点検内容	数量	備考
9. 傾向管理	・機器積算のデータを取得し内容を点検する	2	
10. 各警報装置の点検	・安全装置の作動点検 低水位、不着火、感震試験	2	
11. 電装制御盤の点検	・制御盤内端子の緩み及び埃等点検及び清掃 ・ROM ASSY の点検 ・インバータの点検 ・スイッチング電源の点検	2	

(2) 点検整備日程等

対象機器	点検及び整備作業日
1 群 1号機・2号機	令和4年10月24日(月)～10月28日(金)の間

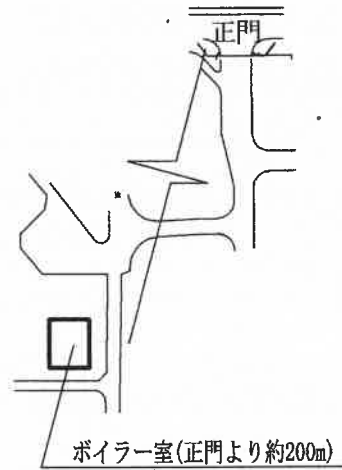
ア 本役務は、ボイラー性能検査に併せて実施するものとし、ボイラー性能検査受検日前日までに点検及び部品の整備等を行う。またボイラー性能検査受検日当日は現場代理人等が検査に立ち会うものとする。

イ 作業完了後は試運転を実施し元の状態に戻すこと。

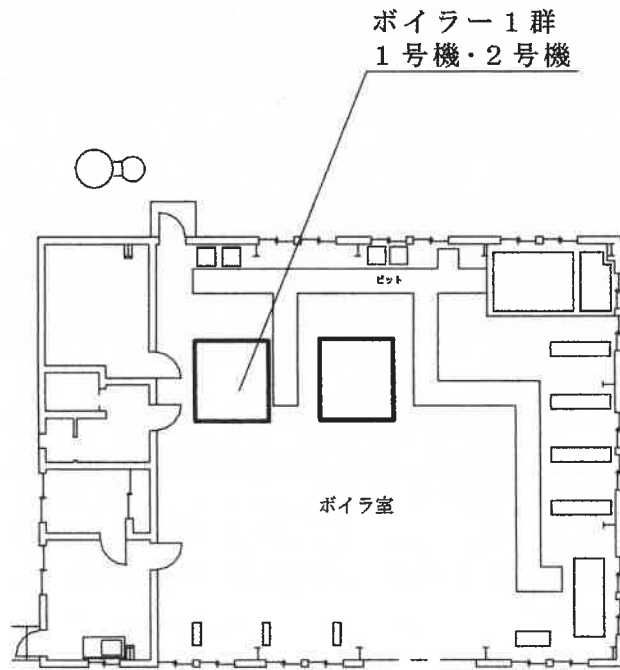
件名	貫流ボイラー洗缶点検保守	図面番号	9/10
図面名称	仕様書	縮尺	



案内図 S=1/X



配置図 S=1/X



ボイラー室平面図 S=1/X

件名	貫流ボイラー一点検保守	図面番号	10/10
図面名称	案内図・配置図	縮尺	1/X